

文京区国土強靱化地域計画

令和4年3月



文京区
BUNKYO CITY



目次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画策定の手法.....	3
第2章 計画の推進.....	4
1 計画の推進.....	4
2 計画の見直し.....	4
第3章 文京区の地域特性.....	5
1 位置・地形.....	5
2 人口.....	6
第4章 想定される主な自然災害等.....	7
1 地震.....	7
2 水害.....	8
3 土砂災害.....	8
4 複合災害等.....	8
第5章 基本的な考え方.....	9
1 国土強靱化の基本目標.....	9
2 事前に備えるべき目標等.....	10
3 国土強靱化施策分野.....	12
第6章 脆弱性の評価及び対応方策.....	13

別表 国土強靱化施策分野と事前に備えるべき目標等との関係性

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

国土強靱化は、大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧復興」に資する施策を総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものである。

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、それに基づく「国土強靱化基本計画」を平成26年（2014年）6月に策定（平成30年12月改定）した。

東京都は、様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京の防災上の弱点を明らかにした上で、財源の確保などに取り組みながら、弱点の克服に向けた事業を着実に進めていくための指針として、基本法第13条に基づいて、「東京都国土強靱化地域計画」を平成28年（2016年）1月に策定した。

文京区は、区民や来訪者等の生命と財産を保護し、経済社会活動を安全に営むことができる災害に強いまちづくりに向けて、文京区の地域特性、想定される自然災害に対する脆弱性を踏まえた施策や取組を総合的かつ計画的に進めるため、基本法第13条に基づいて、「文京区国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

○ 「国土強靱化」と「防災」の違いについて

強靱性とは、「強くしなやかな」という意味であり、「レジリエンス※1」とも訳されている。「国土強靱化」とは、国土や経済、地域社会が災害にあっても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持つことを目指すものである。

「防災」は、基本的には、地震や洪水などを特定し、それに対する対応を取りまとめるものである。「文京区地域防災計画」では、「震災対策」、「風水害対策」に対応する事項を整理して計画を作成している。

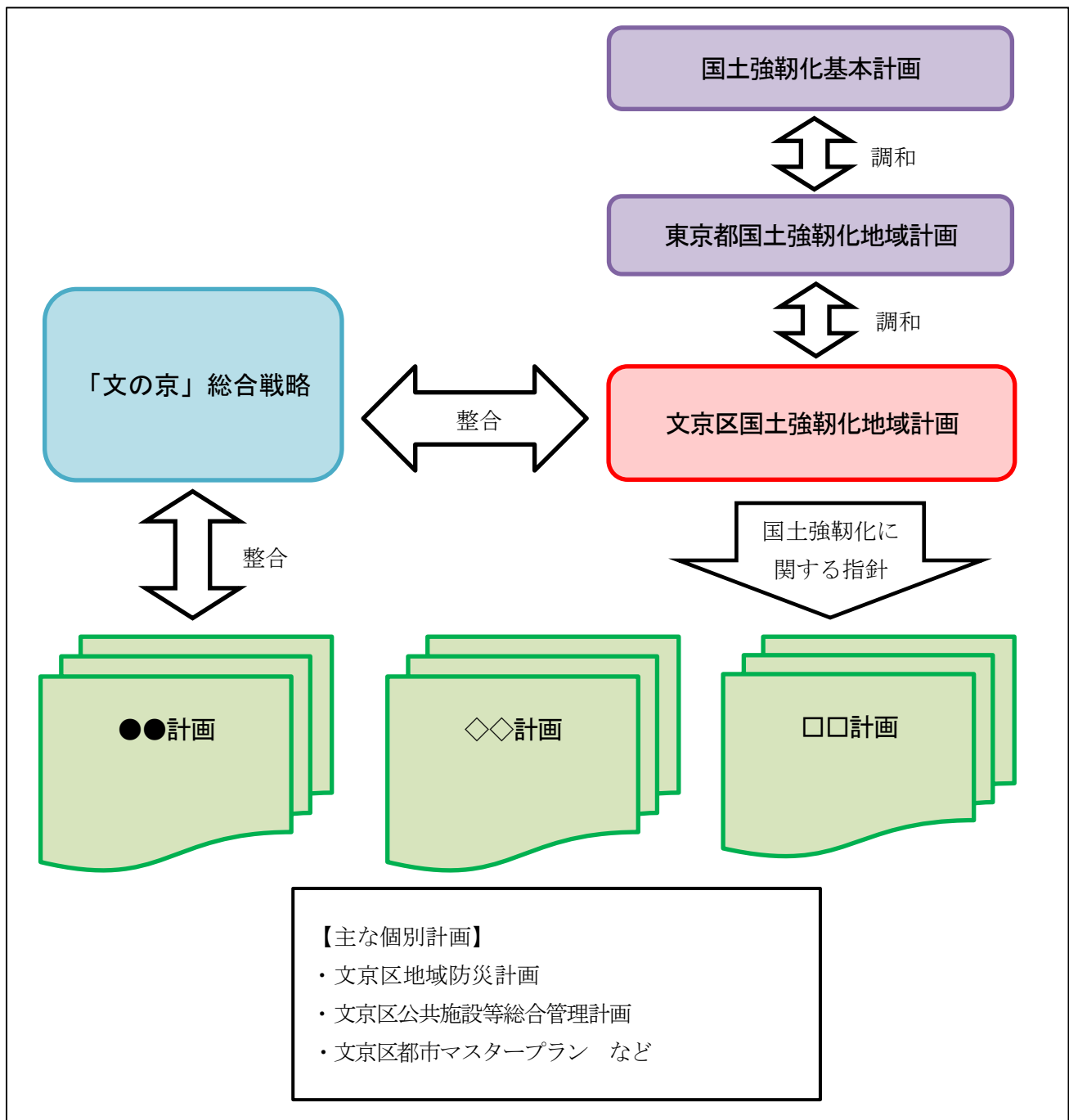
※1 レジリエンス 本来は心理学の用語で「逆境や困難等に直面した時に、適応する精神力」という意味で使用されていたものが、次第に防災・減災等の分野においても使用されるようになった。

2 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化に関する施策や取組を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付ける。また、区の最上位計画である「文の京」総合戦略（令和2年3月策定）との整合を図るものである。

なお、本計画は、「国土強靱化基本計画」及び「東京都国土強靱化地域計画」と調和を保つものである。

「文の京」総合戦略と文京区国土強靱化地域計画の関係性



3 計画策定の手法

強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進するため、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（内閣府：平成 26 年 6 月策定（令和 3 年 6 月改定））を参考に、次の手順によって、本計画を策定する。

計画策定の手順

- (1) 強靱化の基本目標を設定
- (2) 事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定
- (3) 強靱化施策分野の設定
- (4) 脆弱性の分析・評価及び課題の検討
- (5) 対応方策の検討

第2章 計画の推進

1 計画の推進

本計画は、本区における国土強靱化施策を推進するための基本的な指針であるが、本区各個別計画に位置付けられた取組を着実に実施することが国土強靱化の推進につながるものである。

また、本区の強靱なまちづくりを進めるためには、自助・共助・公助の理念に基づき、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者等を含めた文京区が総力を挙げて、主体的に取り組むことが必要である。本計画によって、各主体が参加した取組を双方向のコミュニケーションにより促進していく。

2 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や「国土強靱化基本計画」がおおむね5年ごとに見直されることなどを考慮し、必要に応じて見直しを図るものとする。

第3章 文京区の地域特性

1 位置・地形

本区は、東京都の区に存する区域のうち、やや西北部に位置する。面積は約 11.29 km²、周囲は約 21 kmの地域で、南部は神田川をへだてて千代田区に接し、南西部は新宿区、北西部から西部にかけて豊島区、北部は北区、北東部は荒川区の日暮里、東部は台東区の上野地区、南東の一角は千代田区のいわゆる旧神田に接している。その方位は湯島三丁目の東端を極東とし、極西は目白台二丁目の西端で、その距離は約 5 kmで、極南は湯島一丁目の南端、極北は本駒込六丁目の北端でその距離は約 4 kmである。

本区は、下町と呼ばれる沖積低地と、山の手と呼ばれる武蔵野台地の接点に位置し、高度は、後楽一丁目の海拔 3.1mを最低に、大塚五丁目・六丁目、目白台三丁目、小日向二丁目付近で海拔 30mを超えている。低地の部分の平均高度は、海拔 10m以下であり、台地においては、平均高度海拔 20~24mである。



2 人口

■住民基本台帳人口（令和3年10月1日現在）※ 外国人を含む。

世帯数	人口		
	総数	男	女
123,683 世帯	226,801 人	107,844 人	118,957 人

■昼間・夜間人口（国勢調査）

年次	夜間人口	昼間人口	流入超過人口
平成7年	172,474 人	345,087 人	172,755 人
平成12年	176,017 人	342,603 人	166,731 人
平成17年	189,632 人	336,229 人	146,665 人
平成22年	206,626 人	345,423 人	138,796 人
平成27年	219,724 人	346,132 人	126,408 人

■流出・流入人口（国勢調査）

区分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
流出人口	総数	66,472 人	64,997 人	67,415 人	63,496 人	65,961 人
	通勤者	53,623 人	54,123 人	57,254 人	54,610 人	57,328 人
	通学者	12,849 人	10,874 人	10,161 人	8,886 人	8,633 人
残留人口		105,860 人	110,875 人	122,149 人	143,130 人	153,763 人
流入人口	総数	239,227 人	231,728 人	214,080 人	202,293 人	192,369 人
	通勤者	164,862 人	167,863 人	157,334 人	148,812 人	140,933 人
	通学者	74,365 人	63,865 人	56,746 人	53,481 人	51,436 人

第4章 想定される主な自然災害等

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定するに当たり、本区においては、特に影響のある「地震」、「水害」、「土砂災害」及び「複合災害等」を想定される自然災害等とする。

1 地震

東京都が平成24年（2012年）4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、東京北部地震を基に、本区での被害が最大となる「東京湾北部地震マグニチュード(M)7.3」を本計画における地震の想定規模とする。

(冬の夕方午後6時、風速8m/秒)

区 分		被害想定
建 物 被 害 (全 壊)	建 物 全 壊	3,602 棟
	ゆ れ	3,543 棟
	木 造	3,141 棟
	非 木 造	402 棟
	液 状 化	5 棟
	急 傾 斜 地 崩 壊	54 棟
火 災	火 災 件 数	22 件
	焼失棟数(全壊建物を含む。)	2,443 棟
	焼失棟数(全壊建物を含まない。)	2,259 棟
人 的 被 害	死 者	253 人
	負 傷 者 (内 重 傷 者)	4,217 人 (608 人)
そ の 他	帰 宅 困 難 者	131,632 人
	避 難 者 の 発 生	61,865 人
	避 難 所 生 活 者	40,213 人
	エ レ ベ ー タ ー 停 止 台 数	267 台
	避 難 行 動 要 支 援 者 死 者 数	81 人
	自 力 脱 出 困 難 者 発 生 数	1,592 人
	震 災 廃 棄 物	107 万トン

2 水害

東京都が作成した「神田川流域浸水予想区域図」（平成 30 年 3 月 30 日改定）等において、想定し得る最大規模の降雨（総雨量 690mm・時間最大雨量 153mm）を本計画における降雨の想定規模とする。

「神田川流域浸水予想区域図」では、神田川沿いの地域で最大で 3.0m～5.0m の浸水が想定されている。

なお、神田川沿い以外の地域でも、一部地盤が低い箇所等において、内水氾濫による浸水が想定されている。

3 土砂災害

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、東京都が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定しており、区内では、土砂災害警戒区域が計 107 か所、うち土砂災害特別警戒区域が計 64 か所の指定があるため、同区域を土砂災害の想定区域とする。

4 複合災害等

地震災害と風水害が複合する災害に加え、社会的影響が大きい新型感染症も連続的に生起することが想定される。

なお、富士山噴火による降灰等については、国及び東京都の今後の動向を踏まえて検討する。

第5章 基本的な考え方

1 国土強靱化の基本目標

本計画では、本区の地域特性やリスク等を踏まえ、いかなる災害が発生しても、強さとしなやかさを持ち、更には、「文の京」総合戦略で示している SDGs※2 及び Society5.0※3 の視点を生かした安全・安心かつ持続可能で豊かな地域社会の実現に向けて、次の 4 つを基本目標として設定した。

強靱化の基本目標

- (1) 人命の保護が最大限に図られること
- (2) 都市の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 区民の財産及び公共施設の被害が最小限に抑えられること
- (4) 迅速な復旧復興を推進すること

※2 SDGs 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030年までの国際目標。貧困対策や気候変動、生物多様性、ジェンダーなど、世界が抱える課題を解決し、持続可能な社会をつくるための 17 のゴール・169 のターゲットから構成される。

※3 Society5.0 情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を指すもので、国が目指すべき未来社会の姿として提唱した。サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会をいう。

2 事前に備えるべき目標等

「1 国土強靱化の基本目標」で設定した国土強靱化の4つの基本目標に基づき、「国土強靱化基本計画」、「東京都国土強靱化地域計画」で設定されている推進目標及び起きてはならない最悪の事態を踏まえ、区の地域特性や想定される災害等に対し、8つの「事前に備えるべき目標」、28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	老朽化が進行した家屋や耐震性の低い家屋等の倒壊による死傷者が多数発生
	1-2	木造住宅密集地域を中心に大規模な延焼火災による死傷者が多数発生
	1-3	不特定多数が集まる施設の倒壊や火災の発生による死傷者が多数発生
	1-4	異常気象に伴う広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者が多数発生
	1-5	土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生による死傷者が多数発生
	1-6	建物の倒壊や交通渋滞等に伴う避難路の通行不能による死傷者が多数発生
	1-7	情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で死傷者が多数発生
大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	警察、消防、自衛隊等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	救助・救急、医療活動等のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4	大量かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足
	2-5	医療・保健・福祉関係者及び関係施設の絶対的不足並びに被災及び支援ルート ^ひ の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺
	2-6	疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化及び死者の発生
	2-8	通学者や、アミューズメント施設、商業施設等の来訪者が帰宅困難者として多数発生

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化
	3-2	区職員が行う災害対応業務の長期化や増加並びに区職員及び区施設の被災による行政機能の大幅な低下
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン※4を含む。）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	食料等の安定供給の停滞
大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	ライフライン（電気、燃料等）の長期にわたる機能停止
	6-2	地域交通ネットワークが分断する事態
制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地の大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う道路閉塞から生じる交通麻痺
大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※4 サプライチェーン 製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。「供給連鎖」とも呼ばれる。

3 国土強靱化施策分野

「文の京」総合戦略の基本政策に基づき、以下の6つの施策分野を設定した。施策分野と事前に備えるべき目標等との関係性は、別表のとおりである。

国土強靱化施策分野

- (1) 子どもたちに輝く未来をつなぐ
- (2) 健康で安心な生活基盤の整備
- (3) 活力と魅力あふれるまちの創造
- (4) 文化的で豊かな共生社会の実現
- (5) 環境の保全と快適で安全なまちづくり
- (6) 持続可能な行財政運営

第6章 脆弱性の評価及び対応方策

脆弱性の評価では、「第5章 基本的な考え方 2 事前に備えるべき目標等」で設定した「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに区の主な取組を整理するとともに、取組ごとに脆弱性の評価を行い、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を回避するため、それぞれ関連する対応方策を以下に取りまとめた。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 老朽化が進行した家屋や耐震性の低い家屋等の倒壊による死傷者が多数発生

(1) 住宅・建築物の耐震化

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">区内における住宅の耐震化率は、92.0%（戸数）及び86.2%（棟数）であり、耐震化をより一層促進する必要がある。特に、耐震化促進地区（木造住宅密集地域と東京都地域危険度測定調査による危険度等が高い地域）について、重点的に耐震化を促進する必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">「文京区耐震改修促進計画」に基づき、住宅、民間特定建築物の耐震化をより一層促進するとともに、耐震化促進地区（木造密集地域と東京都地域危険度測定調査による危険度等が高い地域）においては、重点的に戸別訪問等による周知・啓発を行い、耐震化を促進する。地震防災マップ等を活用し、地震による地盤の揺れやすさ及び地域危険度を周知することにより、区民等の意識啓発を図る。災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。

(2) ブロック塀等の倒壊防止

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">地震発生時に倒壊のおそれがあり、十分な安全性が確保されていないブロック塀等に対して、改修等をより一層充実する必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">危険性の高いブロック塀等の所有者に対し、塀の適切な維持管理等の周知・啓発を行い、ブロック塀等の早期改修等を充実していく。住宅・建築物安全ストック形成事業によるブロック塀等の改修を推進し、災害に強いまちの形成を図る。

(3) 家具の転倒防止

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・原則として、自宅などで生活が可能な場合は、在宅避難であり、自宅が倒壊等により、生活を続けることが困難になった場合に、避難所に避難をする。家具類の転倒により、在宅避難が困難になることや避難の妨げになる可能性があるため、更なる普及・促進を図る必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・避難所は自宅が倒壊等により、生活を続けることが困難になった場合に避難する場所であり、原則として、自宅等で生活が可能な場合は、在宅避難をするよう周知していく。・家具転倒防止器具設置の重要性について、各種総合防災訓練をはじめ、防災教室の機会やSNS、オンライン等を活用し、幅広い世代に啓発していく。

(4) 総合防災訓練の実施

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・避難所総合訓練及び防災フェスタの参加人数は、増加傾向であったが、地域防災の担い手の高齢化が課題であることから、特に若年層への参加を促す必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・幅広い世代に訓練に参加してもらえるよう、SNS等を積極的に活用し、訓練の実施内容を周知するとともに、オンラインによる防災イベント等を通じて、総合防災訓練への参加を促していく。

(5) 空家等の解消及び防止

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・区が実施する空家等対策事業や空家等利活用事業については、問合せはあるものの事業の実施に至っていない状況であるため、事業の周知を更に強化していく必要がある。・住環境等に問題のある特定空家等については、所有者に改善等を求めていく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・空家等に関する区民や所有者等からの問合せ等に対して、適切な助言や指導を行っている。・空家等対策の強化に向け、東京都空き家対策連絡協議会等に参加して関連情報を収集するとともに、管理不全な空家等の解消と防止を目指し、所有者等の意識啓発と区が実施する事業の普及啓発を推進するための効果的な周知方法を検討していく。・改善されない特定空家等については、空家等対策審議会と協議し、法に基づき、措置を講じていく。

(6) 学校施設等の防災対策

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・老朽化した学校施設等の改築・改修について、施設の状況を把握した上で、適切に実施していく必要がある。・区立小中学校等において、児童・生徒らの防災教育の一層の啓発を推進していく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・老朽化した学校施設等の改築・改修については、「文の京」総合戦略に基づき、定期的な点検・診断による施設の状況把握や緊急度等を考慮した上で、順次実施していく。・防災講話の実施や防災ビデオの貸出等により、区立小中学校等における防災教育等を支援し、児童・生徒らの防災に関する正しい知識の向上を図っていく。

(7) 保育所・幼稚園等の防災対策

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・発災時における園児らの安全の確保や、発災後の保育所・幼稚園等の迅速な再開による復旧・復興活動を促進するため、適宜、必要な修繕を進める必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・保育所・幼稚園等と防災対策に関する情報を共有するとともに、保育所・幼稚園等の修繕等に関する交付金制度を活用していく。

(8) 市街地再開発事業等の推進

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・市街地再開発事業等を推進しているが、現在も狭小な建物が密集する地域があり、災害に強いまちづくりをより一層整備する必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・市街地再開発事業、都市・地域再生緊急促進事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業等を推進し、災害に強いまちの形成を図る。

1-2 木造住宅密集地域を中心に大規模な延焼火災による死傷者が多数発生

(1) 建築物の不燃化

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 不燃化特区内では、不燃領域率が目標値に達していないため、対象地域の不燃化をより一層促進する必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 不燃化特区事業の推進により、震災時に延焼の危険性が高い老朽化した木造建築物の建替えや除却を促進し、災害に強いまちの形成を図る。

(2) 細街路の整備

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 区内には、細街路（道幅が4m未満の道路）が数多く存在しているため、細街路の拡幅整備をより一層推進する必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 地区公共施設等整備事業（文京区地区）による細街路整備の推進により、細街路の拡幅整備を効率的に進め、災害に強いまちの形成を図る。

(3) 緊急避難場所の整備

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 大規模地震に伴って発生する大規模火災から命を守ることができる安全なスペースとして、都が緊急避難場所の整備を行っており、区が適切に管理し、運営をしていく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 緊急避難場所の整備について、都と連携していくとともに、新たな指定や見直し等があった場合には、避難場所標識の整備等を行っていく。・ 緊急避難場所の運営方法について、関係団体と連携を図っていく。

(4) 感震ブレイカーの普及

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 木造住宅密集地域の火災延焼を防ぐため、避難行動要支援者名簿に掲載されている木造密集地域に居住する世帯に対し、感震ブレイカーの普及・促進事業を行っているが、感震ブレイカーが未設置の世帯に対し、更なる普及啓発を行っていく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 各種総合防災訓練をはじめ、防災教室やSNS、オンライン等を活用し、更なる普及啓発を行っていく。

(5) 消火資器材の整備

脆弱性の評価
・災害時に延焼拡大の危険性が高い地域を中心に、消火資器材の整備等を的確に進める必要がある。
対応方策
・町会等に貸与したD級ポンプの整備を行うとともに、スタンドパイプ等の消火資器材の使用方法等について、防災訓練等の場で、適切に周知していく。

(6) 消防活動路の確保

脆弱性の評価
・震災時には、建物や電柱等の倒壊により、消防車両等が通行不能になることが予想されることから、消防活動路の確保対策を実施する必要がある。
対応方策
・震災時の消防活動を効果的に実施するために必要な道路啓開等に向け、関係機関との連携を強化していく。

(7) 消防団体制の充実

脆弱性の評価
・消防署及び消防団と連携し、地域の実情に精通した消防団員の増員等、消防団活動の更なる充実強化を促進していく必要がある。
対応方策
・消防署及び消防団と連携し、消防団員確保に向けた広報活動を行うとともに、防災訓練等で地域住民と協力し、より実践的な防災訓練を実施していく。

1-3 不特定多数が集まる施設の倒壊や火災の発生による死傷者が多数発生

(1) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理

脆弱性の評価
・公共施設等の半数近くは築30年を経過しており、適切な時期での大規模改修や更新が必要となる。
対応方策
・「文京区公共施設等総合管理計画」に基づき、適切に維持管理や修繕等を行うとともに、計画的な更新等を行う。

(2) 民間特定建築物の耐震化

脆弱性の評価
・民間特定建築物の耐震化率は、約95.2%であるため、関係団体等と連携し、耐震化を促進する必要がある。
対応方策
・民間特定建築物の中でも、耐震性の低い不特定多数の者が利用する建築物について、重点的に耐震診断・耐震改修を誘導し、耐震化を図り、耐震性が不十分な建築物をおおむね解消する。 ・関係団体等と連携し、住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進していく。

(3) 公園等の再整備

脆弱性の評価
・区内の公園等の半数は、開園又は再整備から30年以上経過しており、発災時において、公園施設の損壊や高木の倒木等が予想されることから、計画的な再整備が必要である。
対応方策
・「文京区公園再整備基本計画」に基づき、公園等の全体的な整備を行うことにより、公園施設等の耐震化及び防災機能の向上を図る。

1-4 異常気象に伴う広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者が多数発生

(1) 水防体制の強化

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・台風や近年頻発する局地的な集中豪雨等の災害に的確に対応するため、区の水防体制を一層強化していく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・水害及び土砂災害の応急対策等の手順をまとめた「文京区水害・土砂災害対策実施要領」を適宜見直していく。

(2) 水防応急対策用物資の備蓄及び橋梁^{りょう}防水扉の維持管理

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・水害時に十分に水防を果たせるよう、区内5か所の水防倉庫等に土のう袋やスコップ等を備蓄しており、今後も災害対応実績等に応じて、水防用資器材を備蓄していく必要がある。・大雨時における神田川の越水防止のため、区内の橋梁に設置されている11か所の防水扉について、いつでも機能するように維持管理していく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・水防用資器材の整備点検や更新を行うとともに、より効果的かつ実用的な水防用資器材の導入を検討する。・定期的に専門業者による点検を実施するとともに、円滑に操作ができるよう、併せて訓練を行う。また、点検結果に応じて、予防保全ができるよう、修繕計画を検討する。

(3) 要配慮者利用施設への水害対策の推進

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・浸水想定区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画未作成や避難訓練未実施の施設がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、適切な助言や指導を行うとともに、定期的に周知・啓発を行っていく。

(4) 水害時等における避難情報の伝達

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・水害時等における区民への情報収集手段について、様々な手法を用いて、周知を図っていく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・各種総合防災訓練をはじめ、防災教室や SNS、オンライン等を活用し、更なる普及啓発を図っていく。・区が発行している水害ハザードマップや防災ガイド等を用いて、避難情報等の更なる周知を図っていく。・避難情報等を迅速かつ正確に伝達するため、防災情報一斉通知アプリや防災行政無線等の様々な情報伝達手段により、必要な情報を区民が容易に入手できる環境を整備していく。

1-5 土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生による死傷者が多数発生

(1) 土砂災害警戒区域等の実態把握

脆弱性の評価
・ 区内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の実態を把握していく必要がある。
対応方策
・ 区内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の実態の現地調査を定期的に行っていく。

(2) 崖等の整備強化

脆弱性の評価
・ 崖等の擁壁整備により、防災機能の向上を進めているが、現在も整備を要する崖等が存在することから、今後も、より一層の対策を進める必要がある。
対応方策
・ 崖等整備資金助成制度について、更なる普及啓発に努める。 ・ 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進していく。

(3) 土砂災害情報の周知

脆弱性の評価
・ 区内では、土砂災害警戒区域が計 107 か所、うち土砂災害特別警戒区域が計 64 か所の指定があり、土砂災害ハザードマップ等により、土砂災害警戒区域等の危険な場所を周知していく必要がある。
対応方策
・ 土砂災害ハザードマップや防災ガイド等を用いて、防災訓練等を通じ、区民等に土砂災害警戒区域の場所や土砂災害時の避難情報等の適切な周知を図っていく。

(4) 要配慮者利用施設への土砂災害対策の推進

脆弱性の評価
・ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対し、避難確保計画未作成や避難訓練未実施の施設がある。
対応方策
・ 要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、適切な助言や指導を行うとともに、定期的に周知・啓発を行っていく。

1-6 建物の倒壊や交通渋滞等に伴う避難路の通行不能による死傷者が多数発生

(1) 住宅・建築物の耐震化【再掲 1-1 (1)】

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">区内における住宅の耐震化率は、92.0%（戸数）及び86.2%（棟数）であり、耐震化をより一層促進する必要がある。特に、耐震化促進地区（木造住宅密集地域と東京都地域危険度測定調査による危険度等が高い地域）について、重点的に耐震化を促進する必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">「文京区耐震改修促進計画」に基づき、住宅、民間特定建築物の耐震化をより一層促進するとともに、耐震化促進地区（木造密集地域と東京都地域危険度測定調査による危険度等が高い地域）においては、重点的に戸別訪問等による周知・啓発を行い、耐震化を促進する。地震防災マップ等を活用し、地震による地盤の揺れやすさ及び地域危険度を周知することにより、区民等の意識啓発を図る。災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。

(2) 細街路の整備【再掲 1-2 (2)】

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">区内には、細街路（道幅が4m未満の道路）が数多く存在しているため、細街路の拡幅整備をより一層推進する必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">地区公共施設等整備事業（文京区地区）による細街路整備の推進により、細街路の拡幅整備を効率的に進め、災害に強いまちの形成を図る。

(3) 交通安全施設の整備

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">震災時において、交通安全施設（標識、信号機、街路灯等）の破損等により、避難路が通行不能にならないよう、整備及び管理を推進する必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">震災時の避難路を確保できるよう、関係機関と連携し、交通安全施設の整備及び管理を行っていく。

(4) 市街地再開発事業等の推進【再掲 1-1 (8)】

脆弱性の評価
・市街地再開発事業等を推進しているが、現在も狭小な建物が密集する地域があり、災害に強いまちづくりをより一層整備する必要がある。
対応方策
・市街地再開発事業、都市・地域再生緊急促進事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業等を推進し、災害に強いまちの形成を図る。

1-7 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で死傷者が多数発生

(1) 情報伝達手段の多様化

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・「文の京」安心・防災メールや防災情報一斉通知アプリ、SNS、緊急速報メール（エリアメール）、「Yahoo! 防災速報」等により、区民へ避難情報等が伝達されるが、携帯電話（スマートフォン）等を所有していない区民に対する情報伝達手段の確保が必要である。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・避難情報等を迅速かつ正確に伝達するため、防災情報一斉通知アプリや防災行政無線等の様々な情報伝達手段により、必要な情報を区民が容易に入手できる環境を整備していく。

(2) 避難情報等の周知

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・災害時等の情報伝達について、「文の京」安心・防災メールやSNS等により、避難情報等が周知されるが、日常的に区民等に区内の危険な区域や開設される避難所等を把握してもらい、いざという時に迅速かつ的確な行動を取れるよう、事前に周知していく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・区内の危険な区域や避難所等について、区民が楽しく防災を学べる防災フェスタやハザードマップ及び防災ガイド等を通じて、定期的に区民等に周知を行っていく。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む。)

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(1) 備蓄物資の整備

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 区が備蓄している想定避難者数分の食料等は、被害状況によって、供給ができなくなる場合がある。・ 高齢者や外国人など、要配慮者の避難者の多様なニーズに配慮した備蓄を行う必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 新たな事業者等と物資の供給等に関する協定を締結するなど、災害時に必要な備蓄物資を確保するための更なる体制の充実を図る。・ 避難者の多様なニーズに配慮した備蓄物資の確保を行っていく。

(2) 飲料水の確保

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 震災時における飲料水を確保するため、応急給水活動を迅速かつ的確に実施できるよう、応急給水用資機材の整備等を行う必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 関係団体と連携を図るとともに、防災訓練等の場で応急給水栓の使用方法等の周知を行っていく。

(3) 備蓄の普及啓発

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 被害状況によって、区の備蓄だけでは、全ての被災者に備蓄物資が行き渡らない可能性があるため、各家庭や事業者等において一定量の備蓄物資の確保に努める必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 防災講話、区ホームページ、SNS 等による周知や、啓発資料等を用いて、情報提供を行うなど、様々な機会を捉え、周知を行っていく。

2-2 警察、消防、自衛隊等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

(1) 中高層マンション等に対する支援

脆弱性の評価
・中高層マンション等の居住者の割合が高く、災害時にはエレベーターの閉じ込めやトイレが使用できないなどの様々な問題が生じるおそれがあるため、防災訓練や備蓄物資の確保などの防災対策を講じる必要がある。
対応方策
・中高層マンション等が実施する防災訓練に係る費用の助成やエレベーター閉じ込め対策にかかる費用の助成等を引き続き実施するとともに、防災訓練等を通じて、助成制度の更なる周知を図っていく。

(2) 消防団体制の充実【再掲 1-2 (7)】

脆弱性の評価
・消防署及び消防団と連携し、地域の実情に精通した消防団員の増員等、消防団活動の更なる充実強化を促進していく必要がある。
対応方策
・消防署及び消防団と連携し、消防団員確保に向けた広報活動を行うとともに、防災訓練等で地域住民と協力し、より実践的な防災訓練を実施していく。

(3) 区民防災組織等に対する活動支援

脆弱性の評価
・団体によって防災意識や訓練の実施回数等に差が生じているため、各団体が防災訓練を実施しやすい環境を整備していく必要がある。
対応方策
・区の助成制度（区民防災組織等活動助成制度や中高層共同住宅等防災対策費用助成制度、避難所運営協議会活動助成制度）を区報や SNS 等を用いて、周知していくとともに、防災講話等で、防災訓練の内容に関する助言を積極的に行っていく。

2-3 救助・救急、医療活動等のためのエネルギー供給の長期途絶

(1) 燃料の確保

脆弱性の評価
・燃料供給に関する協定を締結している事業者等との連携を強化する必要がある。
対応方策
・燃料需要の増大や避難所、病院、社会福祉施設等において、慢性的な燃料不足に陥る可能性が高いため、協定締結事業者等からの燃料供給に関する運用の協議を行うとともに、情報収集体制を整備する。

(2) 再生可能エネルギーの活用支援

脆弱性の評価
・公共施設での太陽光発電設備の導入を推進するとともに、再生可能エネルギーの活用を区民や事業者に対し、より一層啓発していく必要がある。
対応方策
・新たな施設整備の機会を捉え、公共施設での太陽光発電設備の導入を推進する。 ・各種広報媒体等を活用することにより、再生可能エネルギーの活用について啓発するとともに、新エネルギー・省エネルギー設備設置に係る経費の助成事業を実施し、災害時におけるエネルギー等の確保を支援する。

(3) 非常用発電設備の確保

脆弱性の評価
・避難所等への非常用電源の設置や燃料の備蓄について、適宜見直しを行い、非常用発電設備の確保を行っていく必要がある。
対応方策
・避難所等における電源確保対策を図るとともに、定期的な点検・試運転等を実施する。 ・新たな施設整備の機会を捉え、非常用発電設備の確保を適切に行う。

2-4 大量かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足

(1) 帰宅困難者に対する備蓄の推進

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・大規模な地震が発生した際に、自力で帰宅することが困難な通勤・通学者等の帰宅困難者対策として、区内の事業所等における食料・飲料水等の備蓄を促進していく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、都と連携の上、区内の事業所等における食料・飲料水等の備蓄促進に向けた啓発等を行い、帰宅困難者対策の推進を図っていく。

(2) 帰宅困難者一時滞在施設の確保

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・帰宅困難者が一時的に滞在する帰宅困難者一時滞在施設の更なる確保が必要である。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・帰宅困難者一時滞在施設の更なる確保に向け、新たな事業者等との協定の締結を推進していくとともに、関係団体等と連携し、帰宅困難者一時滞在施設の運営方法を検討していく。

2-5 医療・保健・福祉関係者及び関係施設の絶対的不足並びに被災及び支援ルートの途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

(1) 福祉避難所の整備・拡充

脆弱性の評価
・福祉避難所の設置箇所数を拡大したことにより、より多くの要配慮者を受け入れる体制を整備した。更に多くの要配慮者の避難場所を確保するとともに、福祉避難所における避難生活の質の向上に努める必要がある。
対応方策
・福祉避難所の拡充を図るとともに、開設運営訓練等を実施し、要配慮者の受入れ体制を整備していく。 ・備蓄物資の整備等を行うことで、福祉避難所における避難生活の質の向上を図っていく。

(2) 医療救護活動体制等の整備

脆弱性の評価
・災害時における避難所への医師等の参集体制の整備や、区と医療関係機関との連携方法等の充実・強化を図っていく必要がある。
対応方策
・医療救護活動訓練やトリアージ研修会を実施することで、避難所運営に従事する職員と医療救護活動に従事する医師等との連携強化や、医療救護所の運営体制等の円滑化を図っていく。

(3) 個別避難計画の作成

脆弱性の評価
・災害時において、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難所等での生活支援を的確に行うため、同意を得た一人一人に対し、個別避難計画の作成を促していく必要がある。
対応方策
・個別避難計画の未作成者に対し、定期的な周知と制度理解の促進を行っていくとともに、関係機関等と連携し、発災時における個別避難計画の活用について、検討を行っていく。

(4) 児童相談所（一時保護所）の整備

脆弱性の評価
・令和7年度（予定）の区児童相談所開設に向けて、施設の整備を進めるとともに、開設後も施設の状況を定期的に点検していく必要がある。
対応方策
・今後、児童相談所（一時保護所）の建設工事を進めるとともに、開設後も中長期的に必要な応じて改修等を行う。

(5) 高齢者施設等の利用者の安全確保

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等において、利用者の安全・安心を確保するため、一定の要件のもと設備改修等の支援を行う必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・高齢者施設等における非常用自家発電設備の整備や水害対策等のための施設改修の支援等を行う。

2-6 疫病・感染症等の大規模発生

(1) 避難所等における感染症対策

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 避難所等での飛沫感染等による感染症のまん延を防ぐため、感染症対策物資の整備等を進めていく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 避難所等の感染症対策として、消毒液等の感染症対策物資の充実を図る。・ 避難所運営協議会とともに、感染症対策に留意した訓練等を実施していく。

(2) 食品衛生の普及啓発

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 食品等による事故発生を未然に防止するため、区民や食品関係事業者等に対し、食品衛生実務講習会、講演会等で、食品衛生に関する情報の提供等を実施するとともに、災害時における食品衛生に関する取組を行っていく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 食品衛生実務講習会等での普及啓発に加え、区設掲示板やSNS等、様々な情報伝達手段を用いて食品衛生の普及啓発を行っていく。・ 災害時における食品等による事故発生を防止するため、避難所の食品衛生指導等を行っていく。

(3) 災害時のトイレ対策の充実

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 災害時におけるトイレの備えは、感染症対策の観点からも重要であることから、想定される避難者数に合わせて、災害用トイレの確保に努める必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 新たな施設整備の機会を捉え、その施設利用者数を調査し、必要となる数量の災害トイレを確保していく。・ 各家庭での簡易トイレ等の確保について、各種広報媒体等を活用し、周知を図るとともに、備蓄が促進される仕組みを検討していく。

2-7 劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化及び死者の発生

(1) 避難所総合訓練の実施

脆弱性の評価
・ 避難所の開設・運営について、避難所運営協議会とともに、地域の特性や施設の実情等を考慮した上で検討し、訓練を実施していく必要がある。
対応方策
・ 区民防災組織や防災関係機関等と連携し、文京区避難所運営ガイドラインや避難所開設キット等を活用した、実践的な訓練を実施する。

(2) 区民防災組織等に対する活動支援【再掲 2-2 (3)】

脆弱性の評価
・ 団体によって防災意識や訓練の実施回数等に差が生じているため、各団体が防災訓練を実施しやすい環境を整備していく必要がある。
対応方策
・ 区の助成制度（区民防災組織等活動助成制度や中高層共同住宅等防災対策費用助成制度、避難所運営協議会活動助成制度）を区報や SNS 等を用いて、周知していくとともに、防災講話等で、防災訓練の内容に関する助言を積極的に行っていく。

2-8 通学者や、アミューズメント施設、商業施設等の来訪者が帰宅困難者として多数発生

(1) 帰宅困難者一時滞在施設の確保【再掲 2-4 (2)】

脆弱性の評価
・ 帰宅困難者が一時的に滞在する帰宅困難者一時滞在施設の更なる確保が必要である。
対応方策
・ 帰宅困難者一時滞在施設の更なる確保に向け、新たな事業者等との協定の締結を推進していくとともに、関係団体等と連携し、帰宅困難者一時滞在施設の運営方法を検討していく。

(2) 帰宅困難者に対する備蓄の推進【再掲 2-4 (1)】

脆弱性の評価
・ 大規模な地震が発生した際に、自力で帰宅することが困難な通勤・通学者等の帰宅困難者対策として、区内の事業所等における食料・飲料水等の備蓄を促進していく必要がある。
対応方策
・ 「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、都と連携の上、区内の事業所等における食料・飲料水等の備蓄促進に向けた啓発等を行い、帰宅困難者対策の推進を図っていく。

(3) 事業所の防災体制の強化

脆弱性の評価
・ 多くの事業所に災害時の一斉帰宅抑制についての重要性を認識してもらう必要があるが、周知を図る機会が限定的になっている。 ・ 事業所における食料・飲料水等の備蓄促進に向けた啓発や帰宅困難者用の備蓄物資の充実を一層図る必要がある。
対応方策
・ 防災講話や SNS 等による周知を図るとともに、区で発行したパンフレットや都からの啓発資料等を用いて情報提供を行うなど、事業所における一斉帰宅の抑制や1週間分（最低3日分）の備蓄の推進等について、様々な機会を捉え、周知を行っていく。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化

(1) 避難所における犯罪防止

脆弱性の評価
・ 避難所では、性的暴力などの犯罪が起きる可能性があるため、区、警察及び区民等が連携し、避難所における犯罪防止対策を強化する必要がある。
対応方策
・ 日頃から、災害時に地域住民が協力し合う「共助」の体制の構築に努めるとともに、防災訓練や避難所運営訓練等で、避難所の犯罪防止対策の強化を図っていく。 ・ 災害発生後の社会的混乱、被災地、避難所等における治安の悪化を防ぐため、警察署との連携の強化を図っていく。

(2) 地域の犯罪抑止

脆弱性の評価
・ 災害発生後においても、だれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、区民一人一人の防犯に対する意識を高め、地域ぐるみで支え守り合う自主的な防犯活動が積極的に行われるよう支援する必要がある。
対応方策
・ 地域の主体的な防犯活動を促進するため、地域活動団体に対する防犯設備の整備等に係る費用の補助を行うなど、区民の自主的な活動を支援していく。

3-2 区職員が行う災害対応業務の長期化や増加並びに区職員及び区施設の被災による行政機能の大幅な低下

(1) 受援体制の整備

脆弱性の評価
・災害時における人的・物的支援を円滑に受け入れる受援体制について、関係団体等との連携を強化していく必要がある。
対応方策
・災害時の受援体制における関係団体等との連携の強化に向け、「文京区災害時受援応援計画」を基に、受援体制に関する訓練を行うなど、より充実した受援体制を構築する。

(2) 学校施設等の改築・改修

脆弱性の評価
・老朽化した学校施設等の改築・改修を適切に実施していく必要がある。
対応方策
・老朽化した学校施設等の改築・改修について、「文の京」総合戦略に基づき、定期的な点検・診断による施設の状況把握や緊急度等を考慮した上で、順次実施していく。

(3) 区職員の訓練及び研修の実施

脆弱性の評価
・災害発生時の迅速な初動態勢の確立に向け、訓練や研修等を通じて、活動体制や配備・動員体制について、全ての職員に周知徹底を図っていく必要がある。
対応方策
・区職員向けの災害時の対応に係る研修や職員防災訓練を実施していくことで、災害発生時の迅速な初動態勢の確立を図っていく。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(1) 燃料の確保【再掲 2-3 (1)】

脆弱性の評価
・燃料供給に関する協定を締結している事業者等との連携を強化する必要がある。
対応方策
・燃料需要の増大や避難所、病院、社会福祉施設等において、慢性的な燃料不足に陥る可能性が高いため、協定締結事業者等からの燃料供給に関する運用の協議を行うとともに、情報収集体制を整備する。

(2) 非常用発電設備の確保【再掲 2-3 (3)】

脆弱性の評価
・避難所等への非常用電源の設置や燃料の備蓄について、適宜見直しを行い、非常用発電設備の確保を行っていく必要がある。
対応方策
・避難所等における電源確保対策を図るとともに、定期的な点検・試運転等を実施する。 ・新たな施設整備の機会を捉え、非常用発電設備の確保を適切に行う。

(3) 情報処理・発信体制の整備

脆弱性の評価
・停電した場合、テレビ等が使用できなくなり、情報を得る手段が限られてしまうため、電力に依存しない情報伝達手段が必要となる。 ・高齢者等の要配慮者は、携帯電話（スマートフォン）等を所有していない場合がある。
対応方策
・停電時でも稼働する防災行政無線等について、より効果的な活用方法を検討する。 ・防災スマートフォンの貸与を一層促進し、停電時でも情報を得ることができる環境を構築する。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

（1）事業者のBCPの策定周知

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・事業者によるBCPは、災害発生時や、新型コロナウイルスを含む感染症などの新たなリスク等に対する事業者の被害軽減と早期の事業再開の観点から、重要性が高いものであり、平時からの取組の支援が必要である。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・BCPに関するセミナーを実施するとともに、産業情報紙や中小企業サポートブック等で周知を行い、策定への働きかけを行っていく。・関係機関等と連携して公的支援メニューやセミナーなどを紹介し、BCP策定支援施策の活用を推進していく。

（2）事業者の防災対策支援

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・事業活動の被害の最小化や事業継続には、収納棚の転倒防止器具の設置等を日頃から行うことが重要であるため、事業者に対して、防災対策の助言等を行っていく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・事業者に対して防災対策の助言を行うことに加え、防災ガイド等の配布や防災講話を通じて、日頃からの防災対策の重要性について、周知していく。

5-2 食料等の安定供給の停滞

(1) 物資調達体制の充実

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 災害時に協定先の事業者等から円滑に物資の供給を得られるよう、連携を強化し、物資調達体制を充実させる必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 他自治体や事業者等と協定を締結するなど、協力体制の整備を一層推進し、物資調達体制の更なる充実を図る。

(2) 物資集積拠点の運営強化

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 大規模災害が発生した場合、災害発生直後は市場流通機能が麻痺するため、被災者に供給する物資を円滑に確保する必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 「文京区災害時受援応援計画」を基に、国や都等からの救援物資の受入れ、仕分け、配送などの物資集積拠点の運営体制の整備を図る。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 ライフライン（電気、燃料等）の長期にわたる機能停止

(1) 飲料水の確保【再掲 2-1 (2)】

脆弱性の評価
・震災時における飲料水を確保するため、応急給水活動を迅速かつ的確に実施できるよう、応急給水用資機材の整備等を行う必要がある。
対応方策
・関係団体と連携を図るとともに、防災訓練等の場で応急給水栓の使用方法等の周知を行っていく。

(2) ライフライン事業者との連携強化

脆弱性の評価
・電気、ガス、上下水道などのライフラインが被災した場合には、ライフライン事業者と連携強化を図り、各施設の応急対策や区民への対応等を迅速に実施する必要がある。
対応方策
・区及び関係機関において、それぞれの活動体制を確立した上で相互に連携・協力し、実効性を高めるため、定期的な情報交換等を行っていく。

(3) 備蓄物資の整備

脆弱性の評価
・ライフラインが被災した場合に備え、電気・ガスや飲料水等の備蓄物資の充実を図る必要がある。
対応方策
・各避難所等の電気・ガスや飲料水等の備蓄物資を見直すとともに、様々な事業者等から情報収集を行った上で、より実用的な物資を備蓄していく。
・各家庭での備蓄について、区民が楽しく防災を学べる防災フェスタやハザードマップ及び防災ガイド等を通じて、定期的に区民等に周知を行っていく。

6-2 地域交通ネットワークが分断する事態

(1) 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 建物の高さが道路幅員のおおむね 1/2 を超える特定緊急輸送道路沿道の建築物における耐震化率は、83.5%であり、耐震化の誘導が必要である。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 特定緊急輸送道路沿道の対象建築物の所有者等に対して、指導・助言等を行い、耐震化の誘導を図る。・ 継続的な普及啓発や専門家のアドバイザー派遣により、耐震化への意識啓発を行っていく。・ 災害に強いまちづくりを推進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進していく。

(2) 橋梁の安全性と信頼性の確保

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 歩道橋や橋梁の損傷は、橋梁自体の通行止めだけでなく、他の道路、河川、上下水道等のインフラへの影響が大きいため、適切な維持管理が必要である。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 「橋梁アセットマネジメント基本計画」に基づき、定期的に点検を行うとともに、計画的な補修、補強を実施し、橋梁の健全かつ安全な維持管理を行う。

(3) 輸送路の確保

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 災害発生時には、道路上に落下物、倒壊した電柱、家屋及び放置された自動車などの障害物の散乱や道路の陥没、亀裂などにより、被災者の救援救護活動や緊急物資の輸送に支障を来すおそれがあるため、輸送路の確保に努めていく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 災害時における輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に優先して行う体制を整備する。・ 日頃から放置自転車禁止区域に止められている自転車を撤去するとともに、区報や SNS 等を用いて、区民等に放置自転車禁止区域の更なる周知を行っていく。・ 区道において、道路陥没等を未然に防止するため、路面下空洞調査を実施するとともに、「文京区無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を推進し、緊急物資の輸送経路を確保する。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地の大規模火災の発生

(1) 出火防止に関する訓練等の実施

脆弱性の評価
・ 発災時の大規模火災から一人でも多くの命を守るため、出火防止対策や建物の関係者及び住民の防火意識の向上を図るとともに、防災訓練等を実施していく必要がある。
対応方策
・ 日頃から地域住民と区、消防署及び消防団が連携した防災訓練を実施するとともに、出火防止対策や事業者等の防火対策等について、区報やチラシ、SNS 等を用いて周知を行っていく。

(2) 建築物の不燃化【再掲 1-2 (1)】

脆弱性の評価
・ 不燃化特区内では、不燃領域率が目標値に達していないため、対象地域の不燃化をより一層促進する必要がある。
対応方策
・ 不燃化特区事業の推進により、震災時に延焼の危険性が高い老朽化した木造建築物の建替えや除却を促進し、災害に強いまちの形成を図る。

(3) 緊急避難場所の整備【再掲 1-2 (3)】

脆弱性の評価
・ 大規模地震に伴って発生する大規模火災から命を守ることができる安全なスペースとして、都が緊急避難場所の整備を行っており、区が適切に管理し、運用をしていく必要がある。
対応方策
・ 緊急避難場所の整備について、都と連携していくとともに、新たな指定や見直し等があった場合には、避難場所標識の整備等を行っていく。 ・ 緊急避難場所の運営方法について、関係団体と連携を図っていく。

(4) 感震ブレーカーの普及【再掲 1-2 (4)】

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・木造住宅密集地域の火災延焼を防ぐため、避難行動要支援者名簿に掲載されている木造密集地域に居住する世帯に対し、感震ブレーカーの普及・促進事業を行っているが、感震ブレーカーが未設置の世帯に対し、更なる普及啓発を行っていく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・各種総合防災訓練をはじめ、防災教室やSNS、オンライン等を活用し、更なる普及啓発を行っていく。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う道路閉塞から生じる交通麻痺

(1) 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化【再掲 6-2 (1)】

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 建物の高さが道路幅員のおおむね 1/2 を超える特定緊急輸送道路沿道の建築物における耐震化率は、83.5%であり、耐震化の誘導が必要である。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 特定緊急輸送道路沿道の対象建築物の所有者等に対して、指導・助言等を行い、耐震化の誘導を図る。・ 継続的な普及啓発や専門家のアドバイザー派遣により、耐震化への意識啓発を行っていく。・ 災害に強いまちづくりを推進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進していく。

(2) 輸送路の確保【再掲 6-2 (3)】

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 災害発生時には、道路上に落下物、倒壊した電柱、家屋及び放置された自動車などの障害物の散乱や道路の陥没、亀裂などにより、被災者の救援救護活動や緊急物資の輸送に支障を来すおそれがあるため、輸送路の確保に努めていく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 災害時における輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に優先して行う体制を整備する。・ 日頃から放置自転車禁止区域に止められている自転車を撤去するとともに、区報や SNS 等を用いて、区民等に放置自転車禁止区域の更なる周知を行っていく。・ 区道において、道路陥没等を未然に防止するため、路面下空洞調査を実施するとともに、「文京区無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を推進し、緊急物資の輸送経路を確保する。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 災害ボランティア体制の整備

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 災害ボランティアの確保やボランティアコーディネーターの育成、実践的な訓練及び講座の開催など、ボランティア体制の向上により一層取り組む必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 災害ボランティア体制の整備に向け、文京区社会福祉協議会と連携を図り、初期消火活動や避難所での補助等の災害ボランティア活動の更なる普及啓発を行う。・ ボランティアやボランティアコーディネーターの体制整備と人材育成を強化する。

(2) 災害廃棄物の処理

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 災害発生後の災害廃棄物の撤去、集積、中間処理及び最終処分を実施するための「文京区災害廃棄物処理計画」に掲げる取組について、関係機関等と連携を図るとともに、災害廃棄物の処理方法を区民等に周知していく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 都、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会等と発災後の災害廃棄物の処理に関する連携体制を強化する。・ 区報やチラシ、SNS 等を用いて、区民等に災害廃棄物の処理方法等について、周知を行っていく。

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 受援体制の整備【再掲 3-2 (1)】

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における人的・物的支援を円滑に受け入れる受援体制について、関係団体等との連携を強化していく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の受援体制における関係団体等との連携の強化に向け、「文京区災害時受援応援計画」を基に、受援体制に関する訓練を行うなど、より充実した受援体制を構築する。

(2) 協定締結団体の拡充

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後の復旧・復興を担う人材等の確保に向け、協定締結団体の拡充を図っていく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな事業者等との協定締結を推進するとともに、締結した協定内容の確認を定期的に行っていく。

(3) 地籍調査の促進

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後、人材等の不足に加え、地震等により地形が変化することで敷地の境界等が不明瞭となり、復旧活動に支障を来すおそれがあるため、地籍調査を促進していく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none"> ・区ホームページ等で周知を図るとともに、関係機関と連携し、地籍調査の促進を図っていく。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 高齢者等の生活支援

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・高齢者等が安心して、いきいきとした生活を続けられるため、日常的に地域で支え合うネットワークの構築等を推進していく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・緊急時に速やかに対応するため、高齢者あんしん相談センターを中心とした高齢者の生活実態の把握に取り組むとともに、「ハートフルネットワーク※5」事業に参加する民間事業者等と連携し、日頃からの地域での見守り等を推進する。

(2) 地域コミュニティの活性化

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・町会・自治会等の活動を支援するため、町会・自治会等が行う行事や防災イベント等に対する支援を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、その多くが中止や延期となっており、地域コミュニティの核となる、地域活動が大幅に減少している。・マンションの増加が続く中、マンション住民の町会・自治会への加入率が低い。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・地域コミュニティの核となる町会・自治会等の活動が活発に行えるよう、町会・自治会等への助言や防災訓練の助成制度の周知等により、活動を支援していく。・マンション住民に対し、町会・自治会への加入に向けた働きかけを行うなど、加入促進を支援していく。

(3) 地域活動団体との協働

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・文京区社会福祉協議会地域連携ステーション「フミコム」では、Bチャレ（提案公募型協働事業）を通じて、地域課題解決のための取組を推進しており、その活動内容は多岐にわたっている。一方で、地域連携や協働に向けて、区職員の理解をより一層深めるため、職員の意識啓発が必要である。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・協働に対する町会・自治会の機運を一層高める取組を推進するほか、協働に関する職員向け意識啓発研修を通じて、文京区社会福祉協議会地域連携ステーション「フミコム」との連携強化に繋げ、地域課題の解決に向けた様々な地域活動団体との協働事業を推進する。

※5 ハートフルネットワーク 文京区で生活する高齢者の方々が住み慣れた地域で、安心して、いきいきとした生活を続けるために、地域で支え合うネットワークのこと。

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化【再掲 6-2 (1)】

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 建物の高さが道路幅員のおおむね 1/2 を超える特定緊急輸送道路沿道の建築物における耐震化率は、83.5%であり、耐震化の誘導が必要である。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 特定緊急輸送道路沿道の対象建築物の所有者等に対して、指導・助言等を行い、耐震化の誘導を図る。・ 継続的な普及啓発や専門家のアドバイザー派遣により、耐震化への意識啓発を行っていく。・ 災害に強いまちづくりを推進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進していく。

(2) 橋梁の安全性と信頼性の確保【再掲 6-2 (2)】

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 歩道橋や橋梁の損傷は、橋梁自体の通行止めだけでなく、他の道路、河川、上下水道等のインフラへの影響が大きいいため、適切な維持管理が必要である。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 「橋梁アセットマネジメント基本計画」に基づき、定期的に点検を行うとともに、計画的な補修・補強を実施し、橋梁の健全かつ安全な維持管理を行う。

(3) 災害に強い道路の整備

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 災害時に道路損傷や電柱倒壊等により、道路閉塞が生じることで復旧・復興が遅れるおそれがある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 区道において、道路陥没等を未然に防止するため、路面下空洞調査を実施するとともに、「文京区無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を推進していく。

(4) 学校施設等の改築・改修【再掲 3-2 (2)】

脆弱性の評価
<ul style="list-style-type: none">・ 老朽化した学校施設等の改築・改修を適切に実施していく必要がある。
対応方策
<ul style="list-style-type: none">・ 老朽化した学校施設等の改築・改修について、「文の京」総合戦略に基づき、定期的な点検・診断による施設の状況把握や緊急度等を考慮した上で、順次実施していく。

(5) 保育所・幼稚園等の防災対策【再掲 1-1 (7)】

脆弱性の評価
・ 発災時における園児らの安全の確保や、発災後の保育所・幼稚園等の迅速な再開による復旧・復興活動を促進するため、適宜、必要な修繕を進める必要がある。
対応方策
・ 保育所・幼稚園等と防災対策に関する情報を共有するとともに、保育所・幼稚園等の修繕等に関する交付金制度を活用していく。

別 表

文京区国土強靱化地域計画

令和4年3月

発行 文京区

編集 総務部防災課

電話 03 (5803) 1744

印刷物番号 B0621016